
平成29年第5回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成29年9月13日(水)

1. 議事日程第3号

平成29年9月13日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10番	秦 時 雄
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	河 野 博 文

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	山 本 五十六	議事係 長	山 本 恵一郎
-------	---------	-------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総務課法制室長 兼 参 事	渡 邊 克 之	まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史

まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	本 松 豊 美
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	梅 木 良 政
建設水道課 水道室長	穴 井 智 志	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	藤 林 民 也
農林業振興課 参 事	湯 浅 詩 朗	商工観光振興 課 長	秋 好 英 信
会計管理者兼 会計課長	江 藤 幸 徳	教育総務課長兼 新中学校開校 推進室長	長 尾 孝 宏
学校教育課長	佐 藤 貴 司	社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一
わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉 野 弥也子	総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力お願いいたします。

本日の会議に遅刻の届け出が提出されておりますので、御報告いたします。

議員につきましては、12番藤本勝美議員が、所用のため遅刻の届け出が提出されております。

執行部につきましては、人権同和啓発センター帆足浩一所長、公務のため欠席の届け出と、建設水道課梅木良政課長、公務のため途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（河野博文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序により、これを許します。

本定例会の質問者は4名です。よって、本日13日の1日間で行います。

会議の進行に御協力をお願いいたします。

最初の質問者は、13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） おはようございます。13番繁田弘司です。

議長のお許しを得て、さきに通告いたしました順番を少し変更させていただきたく思います。

まず、更改時期が来ている防災無線の経過の後、里道水路の維持管理について、その後、玖珠町の防災体制全般についてといった順番でお願いしたくと思いますが、議長の許可をお願いしたいというふうに思います。

○議長（河野博文君） 許可いたします。

○13番（繁田弘司君） では初めに、現在設置されている防災無線についてであります。

何人かの議員さんが、防災無線の更改期を迎えているがといった質問を行っております。今日どのような取り組みの経過になっているか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

今日、各地で予想できない大きな災害が起きています。想定外の災害です。発生理由は幾つかあると思いますが、当玖珠町では6年前、古後地区において大規模な災害が発生し、全町的な被害には至りませんでした。いつどこで何が起きかわからないのが自然災害です。

防災無線の持つ役割は人命に影響を与えるものであり、極めて重要な施設です。現在、経過はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、繁田議員の質問にお答えを申し上げます。

防災無線の更新についてですが、以前の議会において答弁をさせていただいておりますが、現在の玖珠町防災行政無線は、平成10年度に設置しまして、親局及び中継局2局を通じて全世帯にアナログ電波にて放送しております。今年度、平成29年11月に無線局の免許を更新し、5年後の平成34年11月まで、現行システムにて運用する計画でございます。

今後については、総務省の無線設備規則の改正に伴い現行システムは平成34年12月以降が運用できないこと、また、総務省が防災無線デジタル化の推進を行っていることから、各種ある防災通信システムの中、ほかの自治体で運用実績のありますデジタル同報系システム、コミュニティFMシステム、デジタルMCAシステム、IP告知放送システムの4システムの比較検討を行った結果、現在のところはデジタル同報系システムでの更新の方向で考えているところであります。しかしながら、引き続き新しいシステムの情報収集も行っております。デジタル同報系システムにおきまして、従来方式に比べて整備費用の低減化が図られるデジタル同報系の新方式の整備も始まっているとの情報を得ております。引き続き調査研究をしていきたいというふうに考えております。また、整備費用も多額の費用が必要になることが想定されますので、補助事業の活用に向けて関係機関と協議を行っていききたいというふうに思っております。

なお、町の政策事業3カ年計画におきましては、現在のところ平成31年度に防災行政無線にかかわる基本計画の策定を行うことになっております。町としても、防災行政無線の持つ役割は極めて重要であると認識のもと、防災無線デジタル化に向けて整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番 繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） ただいま、担当課長から詳しく説明がありました。

この質問をして、既に4年ぐらいは経過しております。にもかかわらずなかなか進展しないのは、多額の費用が一つは必要だということと、時代とともにどんどん新しいシステムが出てきているということですが、いずれにせよ、どこかで町としてどのようなシステムを採用するかというのを考えて、それから補助金の獲得に向けても3年はかかると思いますので、一定の方向性を含めて早急に取り組みをやってもらいたいと思います。

学校建築が大変でしょうが、一日も早い更改時期を設定し、議会にその都度、経過の報告をして、防災無線に不備があり備えるべきシステムができていないと、人命に影響があったら大変なことでありますから、この防災無線については、また機会がありましたら質問をいたしますが、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、里道の改修、改良についてでございます。

町内全般に昔から、農道や地域の中の水路清掃を年に一、二度行っているところがたくさんございます。地域は地域で、ボランティアで道づくりや水路清掃に取り組んでいます。今でこそ、土地改良区が予算をつけていただき、そのあり方も随分変わってきました。町道にも農道にも属さない地域の中の生活道路として使用されている里道というものがございます。地域の方から、里道の整備をしたいが、行政として何らかのお手伝いをしていただけないかと、申し込みがございます。

この里道は、平成17年4月1日付をもって、町内にある里道とそれに関する水路、つまり、法定外公共物の財産と維持管理について、国から町に権限の移譲がございました。財産をいただくわけですから大変ありがたいところで喜ぶことでありますが、伴う維持管理がついてくるはずで、この維持管理のための費用は幾らくらい、どの項目についてきているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） おはようございます。

繁田議員の質問にお答えをさせていただきます。

国から権限移譲されました里道・水路につきましては、維持管理においては、国からの費用的なものはありません。

以上であります。

○議長（河野博文君） 13番 繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 伴う維持管理費用は国から支給されていないとのお答えがありました。

では、この里道と水路については、修理・改善費用はどこが管理し、どの課が担当しているのか、その件についてお尋ねします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 里道・水路、つまり、法定外公共物につきましては、建設水道課の国土調査係が担当でございます。財産管理を行っている状況でございます。修理・改修などに伴う機能管理についての予算等は持っておりません。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 担当は建設課だけれども、その修理・改善に伴う費用は持っていないということでもありますね。

地域の中にそういった里道がたくさんあるはずですね。現実には、維持、改修の必要があるような里道もあると思いますが、予算がなければ、これはどうしようもない。先日、建設水道課に相談に行き、いや、うちの担当ではありませんと、農林業振興課に行くと、里道についてはうちが担当ではありませんといった状況が出ています。しかし、一般の町民の人から見れば、その里道は生活道路であり、学校通学道路として使用されているところもあるわけです。それについて、費用はないからどうしたらいいかと言われても、私たちも地域住民の要望を伝えるときに、それでは困るわけがあります。

行政の人として言われるのは、できるだけ地域の皆さんでボランティア的に維持管理をやってもらいたいというふうに言われますが、昨今、高齢化に伴い、地域でのそういった事業が、維持管理が大変難しくなっている状況もございます。

このような事項に対して、町として、何らかの予算と担当課を決めて措置することが必要であるというふうに思いますが、担当課長としてどのように対処していくか、考えていくかをお尋ねしたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 維持管理の分になるかと思いますが、国土調査係、建設水道課の中にある係でございますが、係の法定外の管理としましては、先ほど申したとおり、行政としては、その公共物がいつの間にかなくなるというようなことにならないように、まず財産管理をしているということでもあります。

維持管理につきましては、特に里道、水路の大部分が、やはり農業用に伴うものが町内にございます。その中で、通常の日常的な維持管理につきましては、地元関係者に引き続きお願いしたいというふうに考えております。伴いまして、里道が権限移譲されたときに、譲渡を受けたときには、1万244本、水路が6,597本と膨大な数になりますので、全ての維持管理を行うということは大変厳しいというふうに考えておりますので、従来どおり、今までどおりお願いをしている継続を、地元の方にお願ひしたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 一方的な建設水道課長の言い分でございますが、先ほどから言っているよう

に、従来、道づくりから水路の維持管理について、地域の皆さんは本当に年に1回、2回ボランティアでやってきた経過もございます。

例えば、予算がありませんから地元でやってくださいと言われても、そら、地元の人も大変お困りになると思います。本来、地域住民の生活全般こうやる場合には、行政がある面支援をするのが、自治体としてのこの役割だと思いますので。いきなりどうのこうのは言いませんけれども、来年ぐらいの予算編成に向けて、やっぱりどこかの課が担当してきちっと里道の維持管理、改修に伴うような費用を上げるべきだというふうに思いますが、そのことに関して、次年度の予算に向けて意見具申をするというふうな考え方はございませんか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 議員が言われるように、近年、集落内の人口減、さらには高齢化という形で、維持管理が大変厳しい状態になっているのは町民の方からの声もいただいております。その中で現在、国の補助事業または交付金等々、農業用施設、農道であり、農業用水路であり、そういう分については交付金等がございます。そのまず活用をしていただきたいというふうに考えております。

例えば、町道、法定道路以外の里道であったりした場合には、町条例の中にも、生活に密接した道路については、原材料支給ができるようになっております。町道と違いまして、地元施工というふうな形にはございますが、予算的には原材料支給、さらには、農林業振興課が行っております国の事業に対する予算措置等々を行っておりますので、引き続き、その流れを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 里道が1万本、水路が6,000本、これに予算が全くない。引き続き地元で頑張れと言われても、なかなか地元の住民の皆さんも納得できる事項ではないというふうに思います。

農林業振興課と建設水道課とよく話し合って、この里道に関しては、どの課が担当して、年間にどんな要望があって、どのぐらいの予算が必要であるかということを検討し、次年度の予算にぜひ反映をさせていただきたいというふうに思います。

あと、もう担当課長に予算をつけろとかいろいろ言ったら大変でしょうから、とにかく、今言ったことに関しては次年度の予算に反映をするということは、強くお願いをしておきます。

さて、3点目、防災の日になんで、玖珠町の体制はどうなっているのかお尋ねをいたします。

防災の日は、政府、地方公共団体が台風や高潮、自然災害、地震災害に対して認識を深め、これに対応する心構えを準備することを目的に制定されたものであります。毎年9月1日から1週間、防災週間としてさまざまな国民運動を展開して、訓練に励んでいます。本来、制定の生い立ちは、大正12年に起きました関東大震災、これが9月1日に起きたわけであります。その関東大震災にちなんでのものであり、例年、またこの時期は台風の襲来シーズンでもあり、9月1日が防災の日と定められました。災害への備えを怠らないようにとの戒めも込められています。

では、我が町の防災体制はどうなっているのか、平素の訓練はどのように行われているのか、幾つ

かの項目についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、1点目、玖珠町はどのような防災訓練を年に何回取り組んでいるのか、このことについてお尋ねいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 繁田議員の御質問にお答えを申し上げます。

どのような防災訓練を1年に何回取り組んでいるかとの質問でございますが、ちょっと、ことしの現在までの取り組みについて、述べさせていただきたいというふうに思っております。

本年6月1日に、住民の防災意識の醸成を図るのみならず、発災時の住民への的確な情報伝達体制の構築を目的に、梅雨時期の出水期に合わせた県民防災アクションデー、県下一斉の避難行動訓練でございますが、それを実施しました。これは、防災行政無線を使用しまして、防災サイレンを住民に吹き鳴らし、避難行動の周知と啓発を兼ねた取り組みであり、今年度11月にも行う計画としております。これにつきましては、毎年行われております。

また、6月9日には、玖珠郡の合同防災訓練を開催しております。また、防災士会による地区ごとによる防災講話会や地震体験車による体験訓練を、八幡地区においては本年2月25、26日に、北山田地区においても本年の7月22日を実施しております。また、福祉施設においても、9月6日に共生の里メルヘンにおいて避難訓練を行い、本日、9月13日に森栄館でも避難訓練を実施することになっております。また、玖珠町中央公民館の防災講座におきまして、6月8日に森地区、6月14日に玖珠地区、6月22日に八幡地区の各地区自治会館で防災講演会を開催しております。

今後も、介護施設の防災訓練や地域住民が参加する避難訓練など、住民の防災意識の高揚と啓発に向けた防災訓練等の取り組みを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） かなりいろんな取り組みを行っている。私のほうの認識が不足しておりました。引き続き、ぜひより多くの方にそういった啓発をお願いしたいというふうに思います。

では、2点目でございますが、自治体として消防、地域消防団、警察、自衛隊との町独自の共同訓練ということをやったことがあるかどうかということについてお尋ねをいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 繁田議員の御質問にお答えいたします。

関係機関との共同訓練につきましてはですが、先ほどもちょっと、触れましたけど、玖珠郡の合同防災訓練を2年に一度、玖珠、九重両町交互に開催をしており、本年6月9日に玖珠川河川敷協心橋下流側において、玖珠町が今年度事務局となりまして、第17回玖珠郡合同防災訓練を開催し、共同訓練を実施したところでございます。

防災関係機関21機関約300名が参加し、災害応急対策活動の迅速・円滑化並びに参加機関相互の有機的な確立を図り、防災活動体制の充実強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、今回は

孤立集落の情報収集や救助、倒壊家屋や埋没車両からの負傷者の救出など実際の災害に見立てた実践訓練を行ったところでございます。

今後も、住民の安全・安心の確保に向け、災害発生時における迅速な災害対応に努めるために、関係機関と連携しながら、引き続き共同訓練を取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 町長。

○町長（朝倉浩平君） その件につきまして、10月3日に自衛隊、警察、消防団、日田玖珠広域消防と県と玖珠町と九重町、その組織で情報交換会をもって、初めてでございますけれども、情報交換会をもちます。9月もつ予定でしたけれども、ちょっと時間都合がつかなくて10月3日に情報交換をもって、この玖珠郡域の組織的な対応をどうするかということ、それは、警察も自衛隊の方も、1年、2年で転勤される方多いから、そこで組織のあれができないということになればということで、定期的に情報交換会をするということで、もう日程決まっていますけれども、御報告いたします。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） この件につきましても、そういったことをやっているということで、地域住民の人も安心をするのではないかというふうに思います。

では、3点目でございますが、例えば、地震で庁舎が崩壊したと、そのような場合、自治体はたくさんデータのデータを持っています、戸籍を含めて。そのデータのバックアップ体制はどのようにしているのか、さらに、では役場が崩壊してしまった後、代替の庁舎はどこに決めているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（河野博文君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 庁舎の崩壊でございますけれども、なかなか庁舎の崩壊ということが想定しにくい、かなりの大規模な災害ということで想定しにくいのでございますけれども、ただいまお尋ねのありました1点目、各種データ、住民情報などのデータのバックアップ体制、それから、仮庁舎、そのことについて、現在の体制でお答えをしたいと思います。

住民情報のデータ、この中には住民基本台帳による情報、さらには税務情報、福祉に関する情報、こういったものがございます。それから、ただいま御質問にございました戸籍、戸籍法に関するところの戸籍でございます。それにつきましては、まず、住民情報、こちらにつきましては、具体的に自治体の名前は申し上げられませんが、県外のある自治体のほうにバックアップデータのほうを毎月更新して送って、玖珠町に大災害が起こっても、その情報は維持できるようになっております。

それから、戸籍につきましては、以前は、紙ベースで玖珠町に戸籍の正本があり、副本は法務局のほうに紙を送るという体制をとってございましたけれども、現在は全てこれがシステム化されておりますので、副本のシステム、副本システムのほうは国のほうが一元的に集約をいたしまして、これも、場所につきましては、秘密扱いされておりますけれども、よそで保管をいたしております。

それから、仮庁舎のことでございますけれども、現段階では、災害時の仮庁舎の決定はされております。

せん。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 安心しました。

想定外ですから、仮庁舎をどこにするかということについても、今後、1つ、検討しておくべきではないかと思います。例えば、仮庁舎の場所を設定して、電源の確保、パソコンの確保など、日ごろのやはりそういった訓練も大切ではないかと思います。

次に、例えば、災害に遭った場合、テレビで今回1週間ずっと見ていましたら、支援物資の受け入れとその管理体制が物すごく重要な役割を占めておりました。そういった被災地としての支援物資の受け入れとその管理体制、さらには、簡易宿泊所の確保ということについてはお話し合いをしたことがあるかどうかについて、4点目をお尋ねします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 繁田議員の御質問にお答えを申し上げます。

大規模災害時におきまして、関係機関による受援活動が行われることになると思います。玖珠町の地域防災計画の中で災害時受援体制についてですが、支援組織の待機場所の調整や対応は災害対策本部の中の総務対策部というのがございまして、課としましては、環境防災課、基地対策室、総務課、議会事務局、会計課、税務課、人権同和啓発センターがその対応をすることになっております。

また、支援物資の受け入れ、保管、配分及び輸送に関することは、災害対策本部の中の救急対策部というのがございまして、課としましては、福祉保健課、まちづくり推進課、住民課、商工観光振興課によって対応することになっております。

支援組織の簡易宿泊場所や待機場所につきましては、災害場所や被災規模また支援組織の規模によるため、それぞれ場所等の振り分けについては、学校や公民館等被災状況や受援の状況により判断することとなっております。

被災者支援や受援体制を滞ることなく円滑にするために、今後も、災害発生時には、地域防災計画に基づき進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） では5点目、大変面積の広い玖珠町でございます。町内の情報収集体制というのについてはどのようになっているのか、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 繁田議員の御質問にお答えを申し上げます。

町内の情報収集体制についてということでございますが、気象警報発令時から災害状況に応じて環境防災課が中心となりまして、災害対策連絡室や災害の警戒本部もしくは災害対策本部を設置いたしまして、町内の人的、物的被害状況の把握、関係機関並びに役場内の、例えば建設水道課なり、農林

業振興課なり、そういった関係各課との連絡を通じて災害情報を収集する体制となっております。

収集された情報につきましては、住民の方や関係機関にお知らせするなどして、安心・安全に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 体制についてはわかるんですよ。いつも、ちょっと雨が降る心配があるとき、いつも総務に本部を設置して、本当に僕は感心します。職員の人はきょうで2日目ですというふうな意見も聞きますし、声も聞きますし、大変だと思います。

私が言っているのは、玖珠町は旧4地区に分かれていますね。この4地区の中もいろいろ周辺地域がありますね。例えば森にすれば日出生台のほうから幅広い中、玖珠にすれば玖珠部全般と山浦、古後、八幡というふうな部分がありますから、そういったときの、例えば、その地区に在住している職員が情報を上げてくるようなシステムになっているのかということについて尋ねたかったわけですが、その件はどうでしょうか。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 地域の職員が情報を上げてくるかというような御質問だと思いますが、地域、例えば、通勤途中とかそういった場合に、もし、こういった発見があるとか、また、職員の近くに住民の方がお住まいでございますので、そういった方からこういうふう聞いたよというふうな情報を、うちの環境防災課とかには、逐次報告は受けておりますけれども、これとって具体的にそう決めておるわけではございません。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 平時から、大体、この地区の責任者は何名だというふうに割り振りして、情報を収集して分析してどう対処するかというのも大きな役割だと思いますので、そこら辺については、1点検討をしていただきたいと思います。

6点目ですが、非常時の優先業務の一覧表というのはできていますか。さらに、防災士の訓練を受けて資格を持っている人が玖珠町役場の中に何人おりますか。

○議長（河野博文君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 優先業務の一覧についてでございます。現段階でできておりません。

これにつきましては今年度、いわゆるBCPプラン、業務継続計画、こちらのほうの必要性に鑑みまして、7月から策定委員会を設置して、業務継続計画の策定に入ったところでございます。

その中で、災害時の業務の優先順位、あるいは、先ほど御質問にございました代替庁舎、こちらの決定など、さらには、非常電源ですね、こういったところのことまで含めて計画の策定してまいりたいと。そういうことで現在策定に入っているところと、そういうことでございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君）　ここ長いこと、玖珠町はおかげさまで本当に古後の被害を除いて大きな全町的な被害が起きておりません。備えあれば憂いなしでございますから、一日も早く、そういった体制をとっていただきたいというふうに思っています。

後でまた、防災士が何名おるかというのをちょっと。

○議長（河野博文君）　藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君）　防災士が何名おるかということで、役場の職員の中でということで、今現在、34名ぐらいだそうです。まだ、今年度、役場の職員でとる人もおりますので、若干ふえるんじゃないかなと思います。

今、玖珠町においては、防災士が町内で154名おられます。地区別に申し上げますと、玖珠地区が39名、森地区が40名、北山田地区が33名、八幡地区が39名、その他として町外に今出られている方が3名登録されております。

今年度も、平成29年度の防災士の養成講座が今月の9月30日と10月1日に開催をされます。

募集を町民の方々に広報いたしまして、現在、14名の方が、養成講座を受講する予定となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君）　13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君）　ありがとうございました。

今回、なぜこの防災についての質問を行いましたかという、実は先般、議員を対象に、防災についてという研修会がございました。その中で、私が先ほど質問しました6点については、自治体にきちっと確認しておくべきだということを申されました。

議員が決してしゃしゃり出てどうこうするあれではありませんけど、やはり、私たちの4地区に議員がいますから、必要なときは必要な情報をきちっと本部設置しているところに伝えたいというふうにも思っていますし、協力体制をぜひ議会としても行いたいということで、今回質問をしております。

平時の訓練の必要性をどう認識し、常日ごろから周知徹底を図るかが、大事だと、水害時は自分たちの地域の避難場所はどこか、地震時の地域の取り組みはどうすればいいのか、まさに日ごろの訓練ではないでしょうか。訓練さえしておけば、いざ災害時、あ、このことはこうすればよかったんだということが、脳裏をよぎるはずです。このときはどこに避難して何をすればいいのか、例えば、同じ地域に暮らしているひとり世帯の高齢者対策はどうすればいいのか。何もかも、行政に頼るわけではございません。地域の責任として、誰がどこの誰の身を案じるか。日常的なコミュニケーションの大切さも感じます。

特に、昨今難しいのは、個人のプライバシーです。

そういったひとり暮らしや独居老人の所在もなかなか明らかにできないような状況もございますが、緊急時の取り組みはどうしたらいいかということも一つの課題だと思います。

私自身、防災訓練の必要性を大変再認識しております。ついでに余談でございますが、昨日、議会

の先輩が事務局にお見えになり、あした防災についての質問をいたしますと言ったところ、繁田君、もう一つの防災はどう考えているかと言われました。すると先輩は、今日の北朝鮮の状況を見るとき、災害にかかわらず、有事の際の防災も自治体として気にとめておくべきだということを言われました。

何もかも、想定外の昨今です。全てにおいて、備えあれば憂いなし、あらゆる事態に対処しなければ町民の安全は守れません。

防災と一口で済ませますが、実に奥行き深い事項でもあります。他の市町村に比較して、一步進んだ危機管理室を設置したらどうだろうか。危機管理に詳しい自衛隊のOBの方の採用も考えてもいいのではないと思うきょうこのごろでもございます。あらゆる事態に対応できるよう、私たちが努力してまいる所存であります。行政と議会と、そして、多くの町民が力を合わせて、玖珠町の安心そして安全を守りたいという意見も持っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司議員の質問を終わります。

次の質問者は、8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 8番石井龍文です。本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、先週から行われておりました全国和牛能力共進会に出品された皆さん、大変お疲れさまでした。玖珠郡大会から県大会と進められ、全国大会に出場するまでに大きな努力をなされ、全国総合3位という大きな結果が得られております。お祝いするとともに、労をねぎらいたいと思います。大変お疲れさまでございました。

また、ことしの秋の取り入れが始まりました。ことしは天候にも恵まれて、豊作が期待されています。特に、大きな台風の害もなく、また、いもち病などの被害も少ないように思っております。昨年、特A米の取得がありました。非常に喜ばしいことであります。ことしも高品質な玖珠米がとれることを期待しておるところであります。

また、7月5日に発生しました福岡大分豪雨で亡くなられた方や、被災された方々に対しお悔やみを申し上げるとともに、一日も早い復興、復旧を願ってやみません。高速道路で通過するたびに、いまだに手つかずのところも多く見受けられ、被害の大きさを痛感させられます。農地や農業施設の被害も多く見受けられ、農業に携わる者として、被災者のことを思うと心が大変痛みます。私ごとですが、私も川沿いの田んぼが毎年のように被害に遭っています。そのたびに汗を流し、田んぼに土を入れて復旧をしていますが、その被害の大きさは比べようもなく、現地の農家の皆さんの苦労を考えれば、私のところは本当にかわいいものです。一日も早く農業に復帰できることを願うばかりでございます。

それでは、本題に入りたいと思います。一問一答でお願いします。

町長は、いろんな会合で玖珠町は農林業のまちであるとおっしゃっています。本日は、一昨年の12月の質問をした内容を踏まえて、どのような対策を立て進んでいるのかお伺いしたいと思います。

町長が言われる農林業のまちとして農業者がサラリーマン並みの所得を得ることができる政策が本当にできているのか疑問です。先日、大分大学の教授の講演の中では、今までの農業から、今後の農業を予測しても、国の施策に左右される農業に変わりはないとのことを聞き、非常に落胆しておりますが、これでは夢も希望もないように感じました。本当に若者が希望を持ち、農業に魅力を感じて、IターンやUターンで農業参加できるように仕掛けること、国の施策に、町独自の施策をプラスして、農業参加者のみならず、玖珠の農業を支えている人々の経営の安定化が保てるようにすることが町の責任ではないかなと思っております。

まず、1番、農道、水路等の基盤強化についてお伺いします。

今、国の施策として、農地中間管理機構を活用し、担い手に農地を集積しコスト削減を図ることで、海外との格差を埋めるべく取り組んでいますが、実際にはまだまだ思うように進んでいないのが実情だろうと思います。

玖珠町の農地需要を考えたとき、圃場整備田でも早いところでもう40年を超すようなところが多々あります。片や、未整備田においては、農道や水路に至っては何十年も農民が維持管理を続けてきています。農家の高齢化は他の職種よりかなり高いと思われませんが、そこで今後、農地の維持管理について、どのような対策を考えているかお伺いしたいと思います。自助努力でやってきておることが、なかなか高齢化でできなくなってきておるといところでありますが、お願いします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 石井議員の御質問にお答えをいたします。

農道、水路につきましては、苦勞して開設した先人より受け継いできたものでありまして、さらにこれをまた、将来に残していかなければならないいわば、玖珠の一つの文化でもあると思っております。現在、玖珠町においては、複数の集落より水路整備並びに暗渠排水整備の御要望を受け、地域の実情に合わせながら、各種事業を活用し、順次整備を行っている状況でございます。

具体的には、県営中山間地域総合整備事業にて農業用排水整備1,027メートル、暗渠排水51.1ヘクタールの整備を計画しているところでございます。また県営農業水利施設保全合理化事業において、町内の基幹線水路4地区の水路改修を計画しているところでもございます。また、玖珠町土地改良区が実施しております農業用水路の整備に助成措置を講じて、施設の適切な維持管理を図っております。農道におきましては、玖珠町農道及び農業用施設等資材支給事業実施補助金として地域農業の振興を図るため、農道の舗装及び農業用水路の整備に関し、町が生コンクリート・砕石・側溝等の資材の支給を行っております。

今後におきましても、地域からの要望を受けながら、整備計画を県及び国と協議しながら効率のよい補助メニューにて事業を実施していきたいと考えています。

また、現在の農道水路の維持管理につきましては、使用なさっております受益者の方々にお願いしている状況でございます。今後におきましては、中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払制度を活用していただき、地域全体での維持管理をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 非常に、大きいところは大きな事業で賄えるような気がしております。圃場整備田については、土地改良区が全般的に維持管理を担ってくれているように思いますが、また今度、多面的機能ができまして、各集落で対応しております。また、多面的機能の中で圃場整備の部分は土地改良区が担っていると思っています。

今後の改良区に対する対応についてお伺いしたいと思います。改良区の必要性が大変大きくなっていると思いますが、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 議員おっしゃるとおり、玖珠町土地改良区につきましても、玖珠町の農業、特に水稻について、用水の確保について、過去から現在、また未来においても担っていただかなければならない組織だと考えております。大変、改良区については、玖珠町の農業を今後牽引する上で重要な機関と考えているところであります。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 農地の保全が水田農業の基礎となります。今後もしっかりと助成を取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

今回、2番、3番と非常に似通った内容であります、次にいきたいと思います。

担い手支援についてであります。

農家の高齢化に伴い、担い手不足となりつつあります。担い手の確保について、どのような対策を立てているのかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） お答えをいたします。

農林業における担い手といたしましては、認定農業者及び集落営農組織の育成を推進しており、特に、認定農業者につきましても、農業のみでなく、地域の担い手として頑張ってもらっており、平成29年3月現在で189経営体のうち21法人となっております。

担い手であり認定農業者に対する支援策といたしましては、1つ目として、経営の規模拡大と地域の農地保全を目指し、担い手への積極的な農地の集積に関する支援、2つ目といたしまして、経営安定や低コスト化、経営の多角化を図るために必要な農業用機械、施設の整備補助などの支援、3つ目といたしまして資金確保のため、各種制度資金の借入に対する協議支援と金利負担軽減の助成、4つ目といたしまして、新規就農希望者の雇用に対して、農業実践研修の位置づけにより助成を行う農の雇用事業による支援、5つ目としまして、農産物の収入の減少額を価格補填する制度、経営所得安定対策への加入に対する支援などがありまして、これらの担い手支援を受けるためには、認定農業者であることが必要な条件となっております。

今後においても、農業や地域の担い手である認定農業者と新規就農者が対象となる認定新規就農者の育成確保を推進し、各種支援策や農着の集積について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） もう3番の集落営農のお答えも出ましたが、非常に担い手が不足していく、高齢化でどんどん農業ができなくなってくると思います。

過去にも同じ質問をしたと思います。農大生の就学支援について、現行はどのぐらいやられておるのか、また、他市町村については、どのような、幾らぐらい行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 大分県立農業大学校生への補助につきましては、玖珠町といたしましては、奨学費補助として15万円を2年間助成しております。助成金の補助金の要件として、町内に永住し農業に従事をする者となっております。

また、他市町村の状況ということでございますが、現在、資料を持ち合わせておりませんので、後でまたいたしたいと思います。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 今、玖珠町では若者の人材育成に中高生の海外留学ということが毎年行われております。非常に手厚い助成があると思いますが、今後、農大生に対する見直しはないのかお伺いしたい。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 現在の農業大学校における卒業後の就農率ですが80%近くとなっており、そのうち、約70%は主に大分県内の法人に企業就農を行っているようでございます。自営就農により、自分の家で農業後継者となる方はおおむね10%程度で、卒業生で平成28年が5名、27年は7名、26年は4名が県内各地で自営就農をしております。

農業大学校は、農業次世代人材投資事業や県親元就農給付金、そのほかにも日本学生支援機構の奨学金を受けることなどもできますので、現時点で町の補助金の見直しを行うことは考えておりません。また、国・県の給付金には要件等もありますので、必要によって給付に向けた相談も受けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 今、中高生に対する海外留学の支援については、非常に大きな金額が出ていると思うんですが、この生徒たちが玖珠に本当にUターンする確率は低いと思うんです。農大生のほうが跡取りになる、また、県内各地で農業をするということの確率のほうが大きいような気がします。もっと、支援について考え直しができないか、期待しております。検討をお願いしたいと思います。

3番目の集落営農支援についてお伺いします。

先ほどから、担い手不足の解消ということで、集落営農が結成されるところがたくさんあります。現在、営農組合の実態はどのぐらい設立されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 集落営農組織についての現在の状況ということですが、町内で17組織、うち、11組織が法人化をしている状況でございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 多分、他集落もその集落営農になられたところと同じ現状だろうと思います。未達成の集落に対するところについては、どのように進めているのか、集落営農の進め方ですが、地元からの希望で手挙げ式か、ある程度投げかけでつくりませんかというような、そこはどのようなふうになっているんですか。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 集落営農組織の立ち上げについてでございますが、県の西部振興局の担当班と共同いたしまして、新規の集落営農の立ち上げについて、行政のほうも積極的に取り組んで新規の立ち上げ、また法人化について推進をしているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） ぜひ、継続して取り組んでいただきたいと思います。

なぜここまで言うかといいますと、もう逆に集落営農の中にも高齢者が離農した場合の受け皿として集落営農ができつつあるんですが、また、組織自体が高齢化したり担い手が少ないところでは、農作業の中で一番重労働の耕起や田植え、刈り取りなど、我が組合の共同機械でも対応できておりますが、畦畔の管理が非常に人力で行っていて大変になっております。その中で、今後、人手不足の中、草刈り作業の軽減化が非常に求められておりますが、対策として考えられるのは、防草シートや除草剤、芝を張る、自走式の草刈り機などが考えられますが、何か対策があるかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 草刈りの対策についてでございますが、中山間地域の農地が大部分を占める本町におきましては、畦畔の草刈り作業については、大変な労力となっていることは承知をいたしております。

平成26年度に、効率的な畦畔管理省力化を推進するために中山間地域畦畔管理省力化モデル事業を実施しまして、町内10カ所をモデル地域としてセンチピードグラスの吹きつけ播種を行い、その資材費の補助を行った経緯がございます。また、圃場整備等の公共工事の際ののり面へ吹きつけ播種を行っており、センチピードグラスにつきまして播種から2から3年は定期的な管理が必要となりますが、現在、一定の成果を上げているということでもあります。

町全体における農地の畦畔の面積は膨大なものになりますことから、畦畔管理のための補助ということについては難しいと考えております。中山間地域等直接支払や、多面的機能支払制度の事業の活用により、畦畔管理をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 多分、どこの集落も同じ現状だろうと思います。また、うちのほうの集落では、1集落がもう非常に担い手が少なくなって、3集落、4集落を飛び越えた合同の大きな集落に立ち上げかえるというような進んだところもあります。町内では非常にまだまだ未整備なところがたくさんあると思います。営農組織の結成に向けて、前向きに取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

4番目ですが、農産物の販売支援についてお伺いいたします。

先日の決算特別委員会も意見が出ていました。学校給食に玖珠産の食材を使っているか質問がありました。地産地消や食育の観点からも、地元産をできるだけ消費してほしいと思います。

また、玖珠の特産である特A玖珠米、豊後玖珠牛やシイタケなど、どの程度利用しているかお伺いしたいと思います。給食にどの程度、町内産の農産物を利用しているか。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 今はっきりとした数字は持ち合わせておりませんが、おおむね20%から30%の間ではなかったろうかというふうに考えております。

また、詳しい資料は後ほど申し上げたいと思います。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 特に、決算特別委員会の中では、豊後牛を生徒に食べさせたことがあるかという質問であったと思います。これはやっぱりちょっと、金額は張るんだろうけど、他の市町村でも地元の特産品を給食に年に1回出すというようなニュースも多々聞いております。できましたら、地元産のそういうものも利用していただきたいなというふうに思います。

以前、豊後牛のブランド化という課がありました。農産物全体の販売促進に対する特別な課はできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） ちょっと、もう1回言ってください。

○8番（石井龍文君） 多分、豊後牛のブランド化というか、販売戦略室みたいなものがあつたと思うんですが、そういう農協とタイアップする、農協も協力して。

27年の12月にも質問しました。販売戦略として、市場関係者やバイヤーを玖珠に招いて玖珠の製品の売り込みを行ったりというようなことができないのか、そういう質問をしております。回答は多分得ていると思いますが、そこら辺。何か新しい取り組みはないか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 先ほど石井議員の27年のときの御質問で、バ

イヤーなんか、消費者を招いてという御質問でありましたが、その質問を受けまして、昨年度より農業祭において、実際、大都市圏から消費者を招きまして、その農業祭において、アンケート調査や商品宣伝を昨年度よりいたしております。本年度農業祭につきましても、また実施してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 組織についてお答えをしたいと思います。

豊後牛のブランド化についての課につきましては、現在、つくる方向での考えはございません。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） ブランド牛については、過去にあったということで、農産物、総合的にそういう販売戦略室みたいなことができないのかという質問でありました。

もう一つ、今、TPPが12カ国からアメリカが離脱して11カ国となっています。国の方針では、輸出総額1兆円の目標を掲げていますが、海外輸出についての計画はないものかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 玖珠町の農産物の海外販売ということですが、現在のところ、私のほうでは承知はいたしておりません。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 農家はものをつくるのは、安心・安全なものを消費者に届けるのは農家の責務だと感じております。その中でやっぱり販売が高く値段がつかないと農家の所得向上にはつながりません。そこら辺で、もし、そういう特別な課ができれば非常にいいのかなという気がしております。

このたび、農協の組合長も新しくなられ、農協の体制も変わったと思いますが、今後の農協との連携についてはどのようにやっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 今後の農協とどういうふうにやっていくかということについては、今後いろいろ組織的に対応していきたいと。そして今、農協にいろいろ情報交換する担当職員はもう1人置いています。その中において、今後、農協と、玖珠の農業をどうするかというところを検討していくということで、窓口の担当職員は1人もう置いています。その中において、今後どういうふうにしていくかということを考えていきたいと思っております。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 今までの質問を総合して、農地の保全から農産物の販売まで、今後の農業に対する危機感が非常にあると思います。そこで、農業を守るための戦略室みたいなものができないか、今後検討していただきたいと思います。

2番の質問に入ります。空き家対策についてであります。

今、人口減少の中、空き家が非常に増加しておると思われますが、リフォームすれば利用できる家から、長年居住していなくて、荒廃しているが取り壊しができないで環境の悪化になっていると思われる家もあると思いますが、荒廃住宅についての実態はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 石井議員の質問にお答えいたします。

まず、荒廃空き家の実態の前に、法律制定の状況を説明させていただきたいと思います。全国的に空き家が増加の一途ということから、議員立法により、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に完全施行されております。その中で、法の趣旨は、あくまでも自発的な空き家対策を促し、所有者に解決させようとするものですが、対策を講じない所有者を想定した規定も盛り込まれており、特にそのまま放置すれば保安上危険となるおそれがあるなどとして、特定空家等に認定された場合には、所有者は自己負担で早急に改善しなければ、行政から助言・指導・勧告・命令、さらには除却等の強制対処を求められることになり、また、土地の固定資産税に対する特例措置が外されたりすることにもなるということでございます。

玖珠町の空き家の状況でございますが、玖珠町の直近の調査結果としては、平成24年度、25年度に行ったものですが、空き家総数が224棟。内訳は、損傷が少なく今後の利活用が見込まれるものが63棟、一部修繕すれば利活用が見込まれるものが100棟、また、腐朽破損が著しく倒壊のおそれがあるものが49棟、倒壊のおそれがあり、なおかつ隣接建物、道路等に影響があるものが12棟というふうになっております。

状況については、以上でございます。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 今お伺いしました。持ち主が不明だというのはどの程度あるのでしょうか。多分、持ち主も不明のようなところもあるのかなという気がします。

何でこれを聞くかと言いますと、やっぱり自然倒壊とか、また風水害で非常に害を及ぼすということも考えられます。今、また、住める状態の家でも閉め切った状態で長く放置すれば、傷みも激しくなり、環境音悪化につながる、周辺住民に悪影響を及ぼしかねません。

そこで、取り壊しなどの補助はあるのかお伺いしたい。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えいたします。

ただ単に取り壊すというだけの補助はございません。空家等対策計画に基づき実施する空き家等の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対しては、国の支援措置があるということでございます。

具体的には補助対象としては、空家等対策計画を策定していること、それから、空家対策協議会を設置していることというまず条件がありますが、空き家等を公共用、或いは公益用に活用する場合、

例えば、空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用するとか、ポケットパークとして利用するために空き家を解体するとか、空き家を低所得者向けの住宅に活用する、そういった場合などに除却や活用等の事業に対して国の財政支援措置が受けられるということでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 非常に朽ち果ててくると、けものすみかになったり、害虫が発生したりと不衛生になっていく、また、近隣の住宅にも影響を及ぼす。これは、今後何らかの対策をとる必要があるのではないかなと思います。

先ほど、倒壊が懸念される49棟、12棟について、約60棟がもう非常に危ない状態である。また、ほかのところも、活用できればいいですけども、そのまま10年、20年放置すれば、非常に危険な状態にもなってくるのではないかなと思います。

また、新しい人口減少の中で、空き家がまたどんどんふえるような気がしておりますが、今後、何らかの取り組みを考えていかないといけないのではないかなと思いますが、そういう対策について伺います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 議員言われましたように、今後、そういう空き家の対策というのが課題になってくると思われまます。町として、空家対策協議会の設置、それから、空家等対策計画の策定を行って、役場内の関係課と連携をしながら、空き家等に対する対策の実施、それから必要な措置を適切に講ずるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） なかなか個人の所有物でありますので勝手に行政が処分とかはまたできないと思いますが、税金の差が多分、建物が建っているときと更地になったときの税金の額も違うんだろうと思いますが、そこら辺は、税務課長、わかればお教えください。

○議長（河野博文君） 石井税務課長。

○税務課長（石井信彦君） 該当の土地の面積に応じて、また該当の建物の建坪に応じまして、減免の分が異なっております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 建て屋が建っている状態のときの固定資産と更地になったときの固定資産はかなり違うわけでしょう。

○議長（河野博文君） 石井税務課長。

○税務課長（石井信彦君） 小規模住宅用地200平米以下でございますと、建物が建っておる場合には6分の1に軽減、それから、一般住宅用地200平米を超える部分につきましては、3分の1が軽減というふうになっております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 多分、解体して更地にしたほうが固定資産は上がるんだらうと思います。それも一つの放置の原因になっているのかなという気がしております。先ほど、まちづくり推進課長が申しましたように、新しい組織をつくって対応するということでもあります。

今後、玖珠町の実態を把握しながら、事故の起こらないようにしていただきたいなという気がしております。一日も早い対応を願っております。よろしく申し上げます。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時から再開いたします。

午前11時22分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 午前中の石井議員の質問の中で、県立農業大
学校生の奨学金制度の県下の状況はという御質問がございましたので、データが公表されている市町
村のみですが、報告をさせていただきます。

九重町が年30万円で最大2年、計60万円、日田市が月2万円の最大2年で計48万円、国東市が月1
万円の最大2年で計24万円、杵築市が月2,000円の最大2で計4万8,000円、由布市が入学金と2年間
の授業料、寮費等の2分の1ということで2年間で上限75万円、臼杵市が月5,000円で2年間の計12
万円、津久見市が月1万5,000円の2年間で計36万円、佐伯市が月1万円の2年間で計24万円、中津
市が年度に係る授業料の2分の1ということで2年間で11万8,800円、宇佐市が年5万円の2年間で
計10万円、以上となっております。御報告をいたします。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 午前中の石井議員の学校給食における地産地
消の取り組みの状況についてという御質問に対しての回答をいたします。

平成28年度の決算から申し上げます。賄い材料費6,700万円余りに対しまして、町内業者の納入分
が約1,380万円、約21%でございます。この中には米が全量、玖珠産のひとめぼれ、野菜等につきま
しては、町内業者が入れておりますが、町内産とは限らない部分でありますので、その部分はちょっ
とわかりません。

それと、御質問にありました地元産の豊後牛については、納入はございません。

ちなみに、本年6月に教育委員会で玖珠町学校給食地産地消基本方針というものを定めておりまし

て、その中で今後そういった部分を進めていこうというふうに考えておりますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

○議長（河野博文君） 次の質問者は、10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 議席番号10番、秦 時雄であります。議長のお許しをいただき、通告に従っ
て順次質問をさせていただきます。

本日の通告質問は3点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず、精神障がい者施策の拡充についてであります。その①といたしまして、玖珠町精神障がい者
通院助成手当の拡充についてということで、これについて質問をさせていただきたいと思います。

障がい者の権利に関する条約、これが平成18年12月の国連総会本会議において、採択をされました。

平成20年5月に発効されましたが、我が国では、障害者差別解消法の制定などの国内法の整備を行
い、平成26年1月にこの条約を締結いたしました。条約は障がい者の個性を尊重し、障がい者の人権
や基本的自由を保障することが必要であることなどを明らかにしております。平成28年4月には、障
害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、すなわち、障害者差別解消法が施行をされました。

我が大分県におきましても、障がいのある人に対する県民の理解を深めて、障がいを理由とする差
別の解消を図るため、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例が平成28年4月に制定、
施行されております。しかしながら、障がい者福祉におきまして、障がい者間の格差があり、身体障
がい者及び知的障がい者、そして、精神障がい者の格差は解消されていないのが現状であります。そ
の1つにしても、この鉄道、バスを初めとする公共交通機関においては、身体及び知的障害に対する
運賃の割引制度は設けられておりますけれども、精神障がい者はその対象にはなっておらず、他障が
いとの間で大きな格差が生じているところであります。本年、大分県バス協会に加盟する乗り合いバ
ス9社は、2018年4月から精神障がい者の乗車料金を割引く方針であると聞いておるところであり
ます。

このような中、玖珠町は平成23年4月より、大分県の市町村に先駆けて、精神障がい者通院助成手
当が支給されております。精神障がいを持つ御家族の方々から大変に喜ばれておるところであります。
この目的は在宅で生活を送る精神障がい者の方に対して通院助成手当を支給することにより、デイケ
アの促進、そして外出の促進、ひいては社会参加の促進を目的としており、精神障がいの1級の方が
年額1万2,000円、2級、3級の方が6,000円となっております。この制度は外出の促進や社会参加を
図ることが、病気の進行を防ぐ大きな役割と目的があると考えているところであります。

また、精神障がいは、経済的、精神的負担など、家族によって支えられており、2級、3級の現在
の手当を1級と同等に拡充することが望ましいと考えておりますけれども、お考えをお伺いしたいと
思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 精神障がい者の通院手当の拡充についての御質問にお答えいたします。

議員も今おっしゃられましたけれども、精神障がい者はケアを続ければ治る人もおります。そのた

めには、定期的に医療機関に通院することになります。そこで、平成23年度に精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、医療機関に通う際の運賃の補助を目的として、玖珠町精神障がい者通院手当交付要綱を定めました。1級、2級、3級の方の金額は、今、秦議員がおっしゃられたとおりでございます。

特に、差を設けている理由といたしましては、1級の方は2級、3級の方と違い、重度心身障がい者ということで重い障がいを持つ方であり、通院する頻度も多いと思われるため、金額に現在、差を設けております。議員おっしゃられるように、一律とかいう金額の変更は、現時点では考えておりません。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今、執行部から答弁をいただきました。でありますけれども、この制度というのは、先ほど申しましたように、デイケアの促進と外出支援、病院に通院されるためのそういった手当であるということでございます。

先ほど申したように、例えば2級の方、3級の方がこういったデイケアを受けることによって病気の進行を進まないようにするという大きな目的がありますので、できたらこれはこういった2級、3級の方も同じ金額であることが、その精神障がい者の方々にとっては一番必要な外出支援ではないかと思っております。

それで、今、九重町も玖珠町と同じように、平成27年4月より、九重町精神障がい者通院等助成手当交付要綱というのを、この助成制度を始めております。これは、他の自治体がやるからどうのこうのというものではございませんけれども、九重町の今取り組んでいる助成手当の要綱を見ますと、1級、2級、3級も同じ1万2,000円ということになっております。私も、それは玖珠町は玖珠町の方法でやったんだから悪いとは言いません。九重町は九重町の方針ですから。

しかしながら、よく私は九重町の関係者にお聞きしますと、玖珠はこういうふうに差をつけておりますけれども、九重町は一律にしているその理由は何でしょうかとお聞きしました。それは2級、3級の方が、この外出支援によって多くこのデイケアとか外出支援を行うことによって重症化しないようにする、これが大事なことであるということをお聞きして、まあ、なるほどなと私はそういうふうに考えまして、こういうふうに分け隔てするのが私は好ましくないと思っております。

今、課長から、今のところこのままいくということで御答弁でありますけれども、そこら辺、町長にお聞きしたいんですけれども、大分県の各18市町村の中で2番目か3番目に、この精神障がい者の通院等助成手当をつくったんですね。これ、私は、すばらしいことだと思っておりますし、執行者がこれは必要だということでこの制度をやっていたらと思うんですけれども、私が今質問をしましたけれども、九重町の例も引きましたけれども、この助成制度の1級と2級、3級にそれぞれ格差があることについて、どういうふうなお考えを持っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 秦議員の質問にお答えいたします。

まず、この答弁に当たるときに、執行部は課長と一緒にどういう答弁するかというのを回答書を出しています。そういう意味を含めまして、今、課長が答えさせたところは、課長の意見と私の意見、違うことはありません。一緒に、この皆さんの御質問いただくときにどういうお答えするかというのは、みんなで考えた中のお答えですから、町長の答えと課長の答えというのは違うことはありませんから、課長の答えたとおりでございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 当然、課長と町長のお考えは当然きちっとしておられると思いますけれども、そういう状況の中で、町長の今のやる、やらんとは関係なく、どういうふうに思われているかということをお聞きしたかったんですけれども、この助成手当の拡充については、今後ともぜひ検討していただきたいと思います。本当にこの精神障がいを持つ御家族の方は大変にありがたいと本当に喜んでおる、これだけは申し上げておきたいと思います。

それで、この手当の受給の数ですけれども、この報告によりますと、平成28年度が1級の方が1名、そして2級、3級が39名受給されておられるということですね。そして、この報告の中では事務報告、平成28年度の事務報告では平成28年度の末の数が89名となっておりますけれども、もらって受給されている1級、2級、3級40名と89名ですから、あと49名いただいておられないと。こういうふうに簡単に見るべきか、私にはわかりませんが、この数の違いというのはどういうふうな違いになっているんですか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 今の質問にお答えいたします。

総数につきましては、総数といいますか手帳と持っておられる方の人数とかにつきましては、日々転出とか転入とか異動がありますので、その時々によって異なりますけれども、一応、ことしの場合には、6月にうちのほうから該当される方に全員に通知とかお知らせを出しております。

その差が、一概には言えませんが、まず生活保護費を受給されている方とか、入院、入所されている方、特に1級の方を例にとっては申しわけないんですけれども、7名いらっしゃるけれども、在宅の方が1名で、あと残りの6名の方は施設入所されているということで、支給の該当になっていないという部分もあります。それから、申請されていないという方もいらっしゃるかもしれませんが、大きく言えばそういう感じになっております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、次のあと②に精神障がいの支援相談員ということで挙げておりますけれども、例えば、そういった対象者の方に通知を出す、そして、その通知によって申請をしなかったらもうそのまま受給できないということになるわけですかね。その間に、職員の方が家庭訪問に行かれて、こういう制度がありますけれどもぜひ申請してくださいとか、そういう対応はやっていないんですか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） すみません。先ほど申し上げましたように、毎年、該当される方に通知を差し上げて、その通知がない方に対して、申請されていない方については、現在、調査等ということまでにはちょっと手を出し得ていないという状況です。そんなことで理由もわからない部分もありますので、現時点ではやっておりません。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 私は、そういった障がい者の方に対する一つは、そういうことで通知を出しても申請もないという方に対しては、やっぱり職員の方が家庭訪問をしていただいてそこら辺の事情をよく把握することも、これは行政の役割ではないかと私は思っているんですけども、そこら辺のこと、いかがでしょうか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） もちろん、議員言われるとおりで思っております。

もう一つは、申請の切りかえ期間終了後の切りかえ等がありますので、その際にも直接、役場のほうに来ていただいておりますので、そんな話もするは行っておりますけれども、各家庭までの訪問は現在いたしておりません。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） できましたら、今後そういうところまで抜かりなく、障がい者の方に対するそういった訪問をしていただいてその状況を知っていただく、そういうことが私は先ほど言いましたように、行政の一つの役目と思っております。

それと、そういうことで対応は民生委員の方とかいろんな対応ができるかとは思いますが、なかなか、一つの大きな壁があるのは、要するに個人情報保護法というのが、これが大きな壁が立ちだかかっておるんでなかなか厳しいこともございますけども、やっぱり、こういう方に対しては非常に家族の方も精神的、経済的に非常に負担が大きいと、そして、家族の方によって支えられていることを十分、それはもう当然、役場の皆さん方は、職員の方はよく御承知だと思いますけども、そこら辺まで細かく、調査ではなく訪問していただきたいなど、私はそういうふうに思っております。

そこで、1番目の障がい者の拡充の話で、通院手当の助成と障がい者相談、この障がい者相談の設置について、②精神障がい者相談員の設置についてであります。

全国的には精神疾患の方が非常に増加していると、そういった傾向であります。その精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加する傾向は本町も同じであると思っております。過去の福祉手帳の1級、2級、3級の方の数はだんだんとふえていっている、これは事実でありますので、この増加傾向とともに精神障がいに関する相談がふえていると私は思っております。なかなかこのこととはよく表にわからないんですけども、多分ふえておると私は認識しております。

その障がい者の方やその御家族の相談、このような状況の中で、玖珠町は身体障がい者や知的障がい者に対しての相談員制度がございます。ちゃんと相談員がおられます。しかしながら、精神障がい者相談員が設置されておられません。ぜひとも、これは早急に検討をして設置をしていただきたいと私

はそういうふう強く思っておりますし、また、その障がいを持つご家族の方も本当にそういうふう、そういう自分の本当の気持ちがあわかって、その状況やこの心の胸の内を話せるそういう相談員がこれは絶対に必要なんですね。形式的に行政が行うそういう相談ではなくても、精神障がいは月2回、皆さんでやられておりますね。ああいう相談やなくて、本当にその御家族とか障がいを持つ方の気持ちがわかる、そういった相談員がぜひとも私は必要だと思うし、これは絶対にこれはつくるべきだと思っておりますけれども、多分、家族会の方たちも思われていると思います。

この相談員のこの設置、ぜひともお願いしたいと、執行部のお考えを伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 精神障がい者の相談員の設置についての御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、精神障がい者相談員については、現在設置できておりません。玖珠町障がい者相談員設置要綱というのがございまして、その中で原則として障がい者本人及び保護者のうちから適当と認められる者を選びなさいというふうになっております。現在、該当される方に探していろいろお願いしているところですが、なかなか、承諾を得られていないのが、現状です。

今後早急に設置に向けては努力していきたいと思っておりますけれども、そういうふうで該当される方の内諾、承諾が得られないと、ちょっと設置できない状況になっております。

先ほど議員が月2回の相談ということでおっしゃられておりましたが、精神障がい者の相談員につきましては、専門の事業所と日田・玖珠・九重で契約をいたしまして、月2回の相談日、それから日々の訪問、それから電話、メール等のやりとりも行っていただいておりますので、ちょっとそれがあるからできないというわけじゃないんですけれども、できないのでそちらのほうを重点に置いているというのが現状でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 課長の御答弁では、町としては、精神障がい者の相談員は設置したい。しかしながら、それを受ける方がなかなかおられないということで、そういう認識でよろしいですか。もうやりたいけれども、今でもそれを受けてくれる方がおられないということですね。

それで、ぜひともこれはお骨折りをいただいて、こういった本当に障がいを持つ御家族とか、そういった障がい者の方に本当に相談になっていただけるような相談員を早急につくっていただきたいと、私はそういうふうをお願いをしておきます。

それで、例えば、よく作業所に来られている方の子供さんとかその家族会の方からも言われるんですけれども、目に見えない方、これは本当に障がいの方がおられる家庭というのはよくわかりませんよ。個人情報で公開しないから。本当は家庭訪問をして、そういった家族会の方が、こういった作業所に来て一緒に外出支援をやりたいというそういうお気持ちでおられますので、立派な方が見つかったら、ぜひともこの早急なる精神障がい者の相談員をつくっていただきたい。設置していただきたいということを希望しております。よろしくお願ひしたいんです。

あとは、この3番のグループホームの整備についてです。

障がい者のグループホームは、1989年の平成元年、要するに国の制度としてスタートし、その後、2006年、平成18年の障害者自立支援法が施行されたことに伴いまして、介助が必要な障がい者向け制度としてケアホームが創設されました。障がい者の居住形態は、家族と同居、そしてまた、ひとり暮らしや配偶者を伴う生活、福祉施設やグループホーム、ケアホームなどと多種多様化しております。

障がい者の家族の高齢化は家族介護もままならなくなっております。また、御家族の方々から悲痛なお声をお聞きすることがあります。親の亡き後について、深く考えさせられます。支援制度の支援の軽い人から医療的支援が必要な人まで、さまざまな人たちが地域で総合的な支援を受ける環境整備することが急務であると思っております。

本町におきまして、グループホーム、ケアホームの設立の話等がありますか。現在の整備の現状について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 現在、玖珠町の状況におきましては、精神障がい者のグループホームにつきましては、現在、1事業所が行っていただいているところです。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） そのグループホームの整備につきまして、1事業所が今やられているということですね。

町としては、今の需要といいますか、それを考えたときに、それでは足りないというお考えなんですか。できたら、そういう福祉法人なり、また、町が主体となってこのグループホームの設立もできるわけです。公営住宅法によって、町が公営住宅、町営住宅を使ったこのグループホームの設立もできるわけですね。そういうお考えという全体的にはどういうお考えですか。さっき言ったように、まだまだ足りない。今、グループホームは1事業所がやっておられる。それでは足りないのか、そしてまた今後とも、どういうお考えを持って進んでいくのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） まず、グループホームがまだ必要かということにつきまして、うちのほうの課としての中では、もっとほしいという声は大きな声は届いていないのが現状ですので、足りていないのか、足りているのかと言われますと、現時点ではほぼいいんではなかろうかというふうには思っております。具体的に足りないからどうかしてくれというようなお声は、まだ具体的には届いておりません。

それから、グループホームを始めたい事業所は、県のほうに直接申請をいたします。町へは意見書の作成依頼がありますが、現時点では、事業所のほうから玖珠町役場に対しまして、意見書を作成してくださいというような要望等はございません。

それから、先ほどおっしゃられていましたけれども、町の直営でということでの考えはないかということもございますけれども、もう非常に足りないとかいうことも聞いておりませんので、現時点で

町で直営でやるということは考えておりません。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 足りないということはないという、町にはお耳になかなか入っていないのかわかりませんが、家族会の方々はそういう方は、やっぱりそういう場所をつくってもらいたいという声は結構あるんですよ。だから、町のほうに届いてないのかどうかということですね。ちょっとわかりませんが、今の状態では足りて、現状では大丈夫であるということでもありますけれども、当事者の方から聞いていただければ大体わかると思うんです。

また、聞き取り調査を何年か前にやって、いろいろグループホームとか、障がい者計画を作成するときに、これの聞き取り調査をやっておられるんじゃないかと思うんです。そのデータもあるかもしれませんが、親の願いというのは、自分が亡くなったその後、子供がどうなのかということ、これは非常に喫緊の思いです、これは。ぜひとも、そういった聞き取り調査をやって、どのぐらいのグループホームが必要なのか、そこもやっぱり今後とも調査していただきたいと思います。ちょっと返事をいただきます。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 今年度、障がい者と福祉の計画、2つの計画策定の準備をしておりますので、その中でできる限りの範囲内で行っていきたいとは思っております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） そういう御答弁でありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。さて続きまして、住宅の供給ということですね。空き家、空き室の活用でございます。

2番目として、改正された住宅セーフティネット法がこの平成29年4月19日に成立をいたしまして、これはことしの10月1日に施行するんです。まだ施行されていないんです。これは実際。

それで、この全体的な流れで町のお考えを伺うということにとどめたいと思うんですけれども、この質問は、非常に福祉とかいろんな関係に多岐にわたりますので、きょうは、町の住宅政策という見地から、建設水道課の課長さん、答弁をしていただきたいと思っております。

今回の改正をされました住宅セーフティネット法、これは国土交通省は高齢者や障がい者、子育て世帯のうち、住宅を確保することが困難な人を支援するために、新たな住宅セーフティネット、安全網法がことしの4月1日に成立をいたしまして、この10月から施行されるということでございます。

平成19年ごろに、ネットカフェ難民や派遣村などの低所得者の住宅問題がクローズアップされました。こうした問題を受けまして、国は住宅の確保の困難な高齢者や障がい者、子育て世帯に質の高い賃貸住宅を優先的に供給できる住宅セーフティネット法が制定をされました。あれから10年です。今は空き家問題が大きな課題となるなど、住宅状況も大きく変わってまいりました。人口減少や高齢化、それに伴う世帯数の減少、全国の空き家は82万戸を超え、そのうち賃貸住宅は約429万戸に上るそうです。一方、地方自治体の公営住宅につきましては、応募の倍率が高い。公営の、町営の住宅にできない、入りたい、新しい住宅に入りたいという方は多いんじゃないでしょうか。このたびの改正をさ

れました住宅セーフティネット法は、時代の変化を捉え、空き家を活用し、住宅の確保が困難な世帯が安心して住宅に住めるための施策であります。

私、これをいろいろ調べ、お聞きしましたら、今年の7月から、国交省がこの説明が行われているようであります。これから取り組むこととございますけれども、これについては、ある程度積極的な取り組みをお願いしたいなと思っております。

この新たな住宅セーフティネット制度の概要と玖珠町の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、秦議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、新たな住宅セーフティネット制度の概要と取り組みについてでございますが、この制度につきましては、秦議員が申されましたとおり、平成19年7月6日に国のほうが、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律を高齢者の方など住宅に困っている方々に対して、より充実していく法律改正ということになっております。

概要でありますがおおむね秦議員のほうからありましたが、この法律は、全国的に増加傾向にある空き家住宅を準公営住宅として住宅確保要配慮者に貸すというもので、具体的には、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録、2つ目は登録住宅の改修・入居への経済的支援、3つ目に住宅確保要配慮者へのマッチング、入居支援の3つの枠組みから成っております。

町の取り組みとしましては、住宅確保要配慮者につきましては、現在、公営住宅施策の中で支援を行っているところでございます。近年の傾向としましては、新しく建てかえられた住宅、または、大規模改修された住宅への入居希望者がふえまして、それ以外の住宅を紹介しても入居しない応募者がふえている状況であります。現在、町営住宅の中に2戸の空き家もある状態でございます。人口が減少していく中で、町営住宅の需要戸数自体はおおむね一定の水準に達してございまして、今後、戸数を増加させる必要はないと考えております。

これらのことから、管理戸数の増加ではなく老朽化した住宅をどのようにして更新していくのかというのが課題となっていくと思っております。その更新についてでございますが、町営住宅は、玖珠町公営住宅等長寿命化計画により、既存の各団地について建てかえ、戸別改善、用途廃止等の方針が定められております。財政的な面からも計画どおりには進んでいないのが現状でございます。

いずれにしましても、今回の法改正は、民間の賃貸住宅を準公営住宅として取り扱えるようになる制度でありまして、現在の長寿命化計画の中にはない概念となっております。老朽化した住宅をどのように更新していくかを含めて、長寿命化計画の改定を行う際に、本制度が玖珠町の公営住宅施策として有効かどうかを総合的に判断する中で、本制度の導入も検討していることとあります。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） これは国の方向と政策として、空き家対策、空き部屋、日本の中にはたくさんあるということでこれを活用していこうということで、この新しい住宅セーフティネット法であるとしております。

そして、ちょっと前後したんですけれども、②、③、④と。②が町営住宅の募集に対する現状と、その下の③、町内の空き家とか空き部屋の現状、そしてまた、④のこれを施行するには居住支援協議会の設置というのが挙がっております。ここら辺も含めて答弁をしていただければありがたいなと思っております。

居住支援協議会の設置というのは、私もこれいろいろ調べたわけですが、前回の10年前にできました住宅セーフティネット法に基づいて、この居住支援協議会というのが設置が義務づけられたということをお聞きしておりますけれども、この2011年から設立がされておるけれども、都道府県単位では、市町村単位では、本当にまだまだ21の地方公共団体のみとごくわずかでございます。

だから、10年もたっていて、この居住支援がまだまだ進んでいないのかなという率直な感想をいただきましたけれども、今、町営住宅の募集、そして、状況とか、空き家の部屋とか、町内、居住支援協議会の設置について、ここら辺を1つにまとめて御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、まとめて回答させていただきます。

まず、町営住宅の入居募集に対する現状でございます。

入居募集に対する現状でございますが、平成22年以降の平均で年間27.1世帯の申し込みに対してまして、空き戸数9.3戸でありまして、入居倍率につきましては2.9倍ということになっております。抽せん会を年2回、3月と9月に行いますが、3月の抽せん会時におきましては、空き戸数が3戸に対しまして7名の申し込み者がございまして、倍率は2.3倍ということになっております。

参考までに、全国の平成26年度の平均が大体5.8倍、特に大都市部については12.2倍ということで、玖珠町においては相当低い倍率になっているというふうに考えております。

町内の空き家、空き部屋の状況でございますが、空き家については、午前中、まちづくり推進課長が、平成24年、25年の直近のデータを報告しまして、そのときに報告した内容と同じでございますが、町内の空き家戸数総数は224ということでありまして、うち、損傷が少なく今後の利活用が見込まれるものが63棟、一部修繕すれば利活用が見込まれるものが100棟、老朽等が著しくて倒壊のおそれがあるものが49棟、倒壊のおそれがあり、隣接建物、道路等に影響があるものが12棟ということになっております。

空き部屋についてでございますが、なかなか調査がしにくい状況でございましたが、一応、町内全体の数字ではございませんが、上水区域、北山田、旧北山田簡水も含む上水区域の中で、調べたところ、8月末では賃貸住宅が72ございまして、そのうち156部屋が空き部屋になっているということで調査をいたしました。

居住支援協議会の設置についてでございます。居住支援協議会につきましては、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対しまして、住宅情報の提供等の支援を実施するものであります。福祉関係者や、不動産関係者団体と地方公共団体が密に連絡をとることが重

要であるというふうに考えております。

設置につきましては、国が政令市、中核市が、できる限りみずから居住支援協議会を設立してください。みずから設立がすることが難しい市町村につきましては、都道府県居住支援協議会の構成員になることが望ましいというふうにとらえております。

よって、玖珠町としましては、新たな住宅セーフティネットの制度の取り組みで、先ほどお答えしたように、玖珠町公営住宅等長寿命化計画の改定の際、来年計画しておりますが、協議会についても検討をしていきます。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今回も改正された住宅セーフティネット法が、これいよいよ稼働、施行されますので、これのよいところは空き家、空き部屋を活用して、また、そういった子育てや高齢者、障がい者の方にそこへ入っていただいて、これに対してまた国の支援も月4万円家賃補助、月収幾らという制限もございませぬけれども、国の家賃補助の支援もありますし、また、そういった一石二鳥ではないかと。そういった空き部屋がそれだけたくさんあるということは、そういった事業をやっておられる方もいいし、これを利用する私たち町民の方も大変いい制度ではないかと思っておりますので、積極的にまた取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、年金です。

無年金者救済法、これについて御質問をさせていただきます。

昨年の11月に成立をいたしました年金救済法が8月1日から施行されました。公的年金を受け取る資格を得るに必要な加入期間、この資格が今まで25年でありましたけれども、10年に短縮をされます。これにより、現在無年金状態の高齢者など64万人が、新たな受給資格を取得される見込みであります。無年金者が年金を受け取るには請求手続が必要だが、それも困難な高齢者もいることから、厚生労働省は請求漏れを防ぐために、各自治体や民生委員、老人福祉施設の協力を得て、手続の支援の取り組みが行われているそうでございますけれども、この概要と、本町における対象者数、そして対象者に対する手続の周知、ここまで①、②、③まで続けて、時間が余りありませんので、①、②、③まで御答弁をお願いします。

○議長（河野博文君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 秦議員の質問に対してお答えいたします。

年金受給資格期間短縮の概要について、まずお答えします。

これまで、先ほど議員言われたとおり、年金を受け取るためには、保険料納付期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でありました。今回、平成29年8月1日からは、資格期間が10年ということで、老齢基礎年金を受け取ることができるようになったということになります。

次に、本町における、本制度における新たな対象者については、日田年金事務所のほうにお伺いし

まして、玖珠町の対象者は54名ということであります。

次に、対象者に対する手続の支援、周知についてお答えをいたします。

資格期間が10年以上25年未満の該当する方について、これはもう日本年金機構の仕事になりますけれども、2月下旬から順次、年金請求書及び「年金の請求手続きのご案内」という黄色の封書を、日本年金機構から直接本人宛てに送付をしております。送って一定期間の後、手続ができていない方については、再度はがきによる通知を行っているという状況であります。

玖珠町としての対応としては、8月の広報に載せて周知を行ったということであります。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） ちょっとお尋ねしますが、この周知につきましては、厚生労働省も請求漏れを防ぐとそういう観点から、各自治体、民生委員、老人福祉施設の協力を得て、手続の支援の取り組みということで伺っておりますけれども、そこら辺まで手続、そういう方々までこういった年金手続のためには家庭訪問をして、そういう手続の周知をやっておるのかどうか伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） これも日田の年金事務所のほうが主体となって行っており、県の地域福祉室から情報提供を受けまして、対象者を把握して、ケースワーカーの協力により、その方の協力で申請対象者に申請を促しているという状況であります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） ケースワーカーを通じて、対象者に対してそういった取り組みを行っているということで、そういった年金の申請漏れがまずないということによろしいですかね。

○議長（河野博文君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 申請漏れということではありますが、先ほどの対象者についての54名、このうちということではっきり数字は年金事務所のほうからはいただいてないんですけれども、7割から8割が申請をしているという状況であります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 対象者の54名のうち7割か8割ぐらいということで、できましたら、この対象者に対してそういった年金の申請漏れがないように御努力というかしてやっていただきたいなど、そういうように思っています。

これももう一つ、個人情報保護法といって、これはどこら辺までのどういう形で来るわけですか。年金事務所から役場のほうに来て、こういう方が五十何名おられますよということで、その後の方はもう全然、こういった個人情報保護法に守られて知るよしが無いということではないのでしょうか。

○議長（河野博文君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 詳しい事務の流れについては、はっきりと把握をしておりますが、日田年金事務所の担当者から、リストの照会があったということだけは把握しております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 行政側といたしましても、年金漏れのないようにお願いしたいなど。年金漏れのないようにとお願いして、申請漏れがないようにお願いをしたいと思います。

時間も差し迫ってまいりました。この10年の年金の受給資格ができたということでございますけれども、④の生活扶助費の影響というのはどういうふうになるわけですか。それを伺いたいです。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 生活扶助費の影響についてということでお答えします。

その前に、ちょっとお断りといえますか、生活扶助費、教育扶助費、医療扶助費と御存じのとおり、いろいろ扶助費がありまして、それぞれを計算に基づいて出された金額が生活保護費というふうになっておりますので、今回、生活保護費の関係で御説明させていただきます。

生活保護費の支給決定につきましては、大分県西部保健所の地域福祉室が行っております。地域福祉室に確認しましたところ、生活保護費受給者で無年金者救済法の対象者になる方につきましては、年金事務所で確認を行った上で、受給申請を行うよう指導しているとのことです。

生活保護費を受給されている方が新たに年金受給者となった場合には、新たな収入となるため、収入申告を行っていただき、調整の上、支給されるというふう聞いております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。残り時間5分です。

○10番（秦 時雄君） はい、わかりました。

それでは、最後になりますけれども、児童生徒への年金教育についてでございます。

この教育については、小・中学校では社会科の学習において社会保障について取り上げているということでございますけれども、私はこの年金教育につきましては大事なことは、児童生徒が自分のこととしてどのようなときに役立つか、そういったこの有益性を学習すること、これが必要ではないかと思っております。

社会保障制度の大事な柱であります年金について、学年に合わせて学習を積み重ねていくことが必要だと思っておりますけれども、現在の年金教育についてどのような形で行われているか、質問をいたします。

○議長（河野博文君） 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長（佐藤貴司君） 秦議員の御質問にお答えいたします。

児童生徒への年金教育ですが、先ほど議員からもありましたが、中学校の社会科の授業の中で実施をしております。具体的には、社会保障制度の学習の中で公的年金の仕組みを理解させるとともに、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえながら、これからの福祉社会の目指すべき方向について、考える学習を行っております。

議員もおっしゃられましたが、これからの年金制度を担う児童生徒に対して、公的年金制度の大切さをしっかりと理解してもらうことは、とても重要なことであると考えております。ですので、社会

科の授業だけではなく、子供たちの発達段階に応じた授業を、特設授業等の取り組みができるかどうかというところを、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 教育について、年金事務所の授業についてお答えいたします。

日田年金事務所においては、管内の高等学校に年金制度周知のため出前授業を行っているということで、玖珠美山高校には2年前に実施をしたということです。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） もう時間が迫っております。

年金教育につきましては、もちろん、若者の将来を考えて教育の一環として、さまざまなそういった教育が行われているということでございます。

言うなれば、労働とか、社会保険とか、労働契約とか、労使問題とか、国民年金、厚生年金、そして健康保険、雇用保険、労災保険などの基礎知識を身につけるということが一番、より重要であると思いますので、今後とも、学校の教育の中において、年金教育の取り組みについて一層お願いをしたいと、そういうふうに思っております。

時間が来ましたので、以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 議席番号4番小幡です。一般質問の機会をいただきましたので、玖珠町議会会議規則第61条の規定により、議長の許可をいただきまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

まず、災害情報の提供方法についてです。

近年発生している自然災害については、規模も大きく、従来の予測の範囲内では対応できない状況になりつつあります。本年7月の九州北部豪雨では、朝倉市や日田市を中心に記録的大雨が発生し、福岡県、大分県、合わせて死者は36名となり、建物の全壊や道路にも多大な被害をもたらしました。水田や畑には土砂の流入により作物の収穫量の減少や生育不良など、農家の方々にとってとても不安で苦しい日々が続いており、大変心の痛くなる被害が発生しています。

本町においても、土砂崩れや床下浸水、水道の断水と、多くの被害が発生し、職員や自衛隊、警察など、関係団体の対応には大変感謝しているところです。

その中において、災害時の情報発信について伺います。

現在、防災無線や緊急速報のほかに、どのような手段で住民へ災害情報の通達をしているのかを伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） それでは、小幡議員の質問にお答えを申し上げます。

玖珠町の災害情報の提供の方法ということでございますが、警報の発令等、災害の危険性が及ぶ可能性がある場合、災害に関する情報を防災行政無線にて緊急放送として周知するほか、玖珠町ホームページやフェイスブックでの情報提供、また、大分県が運用しております安全・安心メール、また、大手携帯会社3社、NTTドコモ、au、ソフトバンクでの災害情報エリアメールにより、玖珠町の気象情報や避難情報等の情報提供を行っております。今後とも、住民の方々にできる限り広く情報提供をできるように心がけてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 防災行政無線は口頭での告知となりますので、発信時に無線機のそばにいないければ住民に伝わることはありません。

ほか自治体では、フェイスブック等、SNSの更新を頻繁に行い、避難所情報や災害情報を発信していました。防災無線だけでなく、ホームページやフェイスブック等を活用し、小まめな情報発信を行うことや、災害の危険性のある場所や河川近辺にライブカメラを設置し、リアルタイムでウェブ配信をするなど、技術の発展により情報発信のツールは格段にふえています。

また、以前、松本議員の一般質問でも提案されていましたが防災ラジオも有効な手段の一つです。総務省の情報通信行政局のコミュニティ放送等を活用した自動起動ラジオ地域事例集には、防災情報以外に、地域の話題や行政、観光、交通等の地域に密着したきめ細やかな情報を提供する地域密着型メディアとして、29年7月1日時点で全国47都道府県において308社が開局しています。コミュニティ放送はLアラート、Jアラートと連携し、災害情報や避難情報を提供するという特徴があり、また、停電時も電池で対応が可能な点や、防災行政無線の戸別受信機よりも価格が安い等のメリットがあり、ラジオの果たす役割は見直されているものと思います。

そこで、本町において、防災無線以外の情報通信通達手段について、どのように考えているのか伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 小幡議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、防災無線以外の情報手段についてであります。先ほど議員が述べられた中で、まず、ライブカメラでウェブ発信につきましては、現在、玖珠町内においては、日田玖珠九重Webカメラ画像提供システムにより、各地点に設置した防災用ウェブカメラによる河川等のリアルタイムの映像や、気象情報及び河川水位等の防災関係情報を迅速に提供するために設置をされております。玖珠町においては2台、三島公園と協心橋を緑の風公園から玖珠川を望む方向で映像を見ることができます。

また、玖珠町のホームページからも閲覧できるようにしておりますが、大分県土木建築部が観測している水位・雨量の情報を見ることができます。玖珠町の主要な河川であります玖珠川、森川では、洪水による浸水被害に備え円滑な避難行動ができるように、町が避難勧告等の発令を判断する目安と

なる基準水位を設定しており、玖珠川ではメルヘン大橋、森川では森川橋に水位計が設置され、水位観察が行われております。また、玖珠川のメルヘン大橋には、ライブカメラが設置されており、映像を見ることができるようになっております。また、その情報につきましては、玖珠町に大分県土木建築部より連絡が入るとともに、県民安全・安心メールや、NHKテレビのデータ放送にて河川水位の情報を確認することができます。

議員が述べています他の河川等でのウェブカメラの設置、配信につきましては、最近の簡易水位計等の動向を調査しながら、他の主要な県河川においてもできないか、まずは河川管理者であります大分県などと協議を行っていききたいというふうに考えております。

また、もう一つ、防災行政ラジオにつきましては、コミュニティFMシステムになるかと思えます。このシステムについては、県内では中津市、由布市、佐伯市で導入されておるといふふうに聞いております。

このシステムにつきましては、法人によるFM放送局を立ち上げ、自治体からの緊急情報をFM放送局を通じて発信するシステムでございまして、DTMF信号という特殊な信号を受信すると、スイッチを切っても自動的に受信をしまして、また、受信チャンネルが自動的に緊急放送を行うチャンネルに切りかわる機能を持ったラジオでございまして、この機能により、強制的にラジオから緊急情報を流すことができ、所持者に情報を伝えることができます。

この防災行政ラジオでございまして、施設整備にかかる費用は抑えられますが、FM放送局を設立し、長期にわたって安定した経営を維持していかなければならないということなどから、現在のところ、防災行政無線のデジタル同報系システムでの更新の方向で考えておるところでございまして。

また、もう1点、現行の防災行政無線システムについて、Jアラート（全国瞬時情報システム）と連携しており、緊急地震速報や国民保護の関係において導入されています。

Lアラートの件であります、Lアラートについては、防災行政無線の更新時に導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 緊急時において、町内の状況や今後どのようなことが予測されるかといった情報は、一分一秒も早く、住民へ伝える必要があると考えます。世界情勢の変化による近隣国の脅威であったり、昨今の異常気象、大規模災害の危険性等を考えた上で、住民の安心・安全を守る際に、迅速で正確な情報提供を行うためにはどういった手段が最適であるか、技術の発達や住民の利便性などを考え、よい方法を考えていただきたいと思います。

次に、災害情報の提供体制についてです。

7月に発生した九州北部豪雨の際、町外の行政関係者からは、17時の時点で、日田、山国が危険な状況となっており、近隣の地域も危険なので、注意して移動するよう連絡がありました。また、18時には山国川上流部が氾濫危険水位に到達し氾濫の危険があるとの連絡も届きましたが、本町において

災害情報が提供されたのは、17時に古後地区に対し避難準備と高齢者等避難開始の防災無線が入って以降、20時に北山田小学校と八幡中学校の避難所開設の防災無線が放送され、雨量や河川の状況が伝えられることはありませんでした。20時35分にはインターネットで情報提供がありましたけれども、高速で情報を提供できるといったインターネット最大の利点が活かされていないのではと不安になります。

そこで確認ですが、本町の災害対策本部において、災害情報を速やかに発信するような体制はとれているのかを伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 小幡議員の御質問にお答えを申し上げます。

災害情報の体制についてですが、午前中もちょっと触れましたけれども、環境防災課において、気象情報、雨量、河川水位、地震情報などの情報、町内の人的、物的被害状況の把握、関係機関並びに役場内の関係各課との連絡を通じて災害情報の収集を行い、それに基づき伝達内容の作成を行い、まちづくり推進課と連携を図りながら、住民向けの情報を発信しております。

7月に発生をいたしました九州北部豪雨に際しまして、ホームページ等の情報の利点が活かされていないのではないかというような御指摘につきましては、厳粛に受けとめております。なお、提供体制について適時行うように再確認をしたところでございます。

また、より一層の情報収集を行うために、8月に大分県より土砂災害避難勧告等支援システムの導入を行いました。このシステムは、防災気象情報を十分に活用し、避難勧告等のタイミングを逸することなく発令できるよう、町に対して避難勧告等の判断材料となるきめ細かな防災気象情報等の提供及び解説などを総合的に支援させるシステムでございます。

今後は、従来の情報収集に加え、このシステムも活用しながら、空振りを恐れずに早い段階での情報の発信に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 大分県より支援システムを導入したとのことで、今後の対応に期待したいと思っております。

災害時において、情報の収集であったり、災害対応、電話対応に追われている状況下において、情報発信業務の専属の担当者というのが必要だと考えます。ホームページやフェイスブックを使った情報発信には、ITスキルと文章をわかりやすく住民へ伝える広報の能力も必要になると考えます。役場内には広報担当の部署もありますが、連携して対応していく考えはあるのかを伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 小幡議員の質問にお答え申し上げます。

先ほども若干触れましたけれども、広報担当との連携についてでございますが、環境防災課において、気象情報、雨量、河川水位、地震情報などの情報、町内の人的、物的被害状況の把握などの情報

収集を行い、それに基づいて伝達内容の作成を行っておりますが、広報担当をしておりますまちづくり推進課と連携を図りながら、住民向けの発信を現在行っておりますので、今後は、さらに連携を図りながら、情報提供について速やかにお知らせできるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 災害時において、情報は人命を左右する重要な判断材料です。速やかな情報提供を心がけていただき、情報だけの発信にとらわれず、落ちついて行動をとるよう、住民への不安を和らげ安心感を与えることも意識していただきたいと思います。

今回、災害時の対応を質問するに当たり、執行部側の体制や対応を教えてくださいましたが、災害対応に担当する係の人員が3名しかおらず、近年の激甚化する自然災害に対し、今までの体制で対応していけるのか、不安が残ります。消防や警察等の関係団体との協力だけでなく、住民の協力が今まで以上に必要になってくると思います。住民に対し、家族、親族間でパートナーシップを結び、災害のときは助け合うなど、ふだんからの意識を高めておくことや、広域での防災体制の強化など、災害に強いまちづくりを目指していただきたいと考えます。

次に、老朽化した公共の建物についてお伺いします。

高度経済成長期に建設された多くの公共施設、いわゆるインフラの老朽化は、100%発生することが確実な緩やかな震災と言われております。きちんとメンテナンスをしていなければ、突然建物や橋が崩れたり、水道の供給が停止したりと、住民の命のかかわる問題となります。

総務省では、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減、標準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示していますが、本町においては、平成29年3月に玖珠町公共施設等総合管理計画が策定され、公共施設の適正な配置や安全性の確保、健全な行財政運営の実現を目指しているところですが、どのような計画を策定したのか伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 小幡議員の御質問にお答えいたします。

玖珠町の公共施設等総合管理計画についてでございますが、議員が先ほど言われましたように、国が平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示した上で、各地方公共団体に計画策定を要請したところでございます。

本町においては、平成27年度から平成28年度にかけて、玖珠町公共施設等総合管理計画の策定を行ってまいりました。具体的には平成27年度に玖珠町が保有する公共施設の固定資産台帳の整理等を行い、平成28年度には、その固定資産台帳をもとにした公共施設更新費用シミュレーションや公共施設等総合管理計画の策定業務を実施しております。

本計画は、計画期間を2017年度から2046年度までの30年間とし、3点の数値目標と7つの方針により、公共施設の適切な管理運営を実施することを掲げております。

数値目標ですが、1つ目として、公共建築物保有量となる延床面積の15%削減。削減目標額は15億円でございます。2つ目は、公共施設の長寿命化として更新時期の20年延長であります。効果額として117億円を目標としております。最後に、行政コストの削減として2.5%の縮減。縮減目標額としては22億円となっております。以上の3つの目標により、30年間の削減目標額として、154億円を計画目標数値として取り組みを実施することを定めたところでございます。

次に、各種方針であります。目標達成のための基本的な考え方を整理しております。1つ目に点検・診断の実施、2つ目に維持管理・修繕・更新等の実施、3つ目に安全確保の実施、4つ目に耐震化の実施推進、5つ目に長寿命化の実施、6つ目に統合や廃止の推進、7つ目としまして、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築の以上7つの方針を掲げております。

本計画では、玖珠町の現状と課題を分析し、行政サービスの水準維持及び公共施設等の安全性の確保、健全な財政運営の実現に向けて、今後の公共施設等の管理運営の方向性を明確にしたところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 計画策定に当たっての国の指針には、議会や住民との情報共有が留意事項として記述されております。議会や住民への十分な情報提供を行いつつ、策定することが望ましいとされている中、愛媛県砥部町では、平成27年度に安心・安全をテーマにバランスシート探検隊を実施し、町の若手職員が大学生や高校生を初めとする住民と一緒に、道路や橋、上下水道、また、災害時には避難場所となる小学校など公共施設を見学し、町の財政問題や公共施設の更新問題を一緒に考えるような取り組みを実施していますが、本町では、計画に対し、議会の説明や住民への情報提供は実施していく考えがあるのか伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 玖珠町公共施設等総合管理計画の3つの目標と各種方針を実現するために、今、個別計画の策定が必要となっております。そのため玖珠町公共施設等総合管理計画に基づいた各施設の個別管理計画の策定作業を本年、平成29年5月より着手しているところでございます。

本計画の実現のためには、住民の皆さんの御理解と御協力が不可欠となってまいりますので、玖珠町の公共施設の現状と課題について、多くの町民の方に情報共有などを行う必要があると考えております。来月予定されております玖珠町総合行政審議会での説明及び各地区での玖珠町公共施設等総合管理計画についての説明会を検討してまいります。

また、議員の皆様には、今議会の閉会日に議会全員協議会での説明を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（河野博文君） 4 番小幡幸範君。

○4 番（小幡幸範君） 先日の決算特別委員会においても、委員からB&Gや自治会館の改修について、対応状況を確認する質疑が提出されており、住民からも、公共施設の修繕について相談を受けることがありますので、一人でも多くの町民に、町の財政状況や公共施設の老朽化など抱えている問題をわかりやすく伝え、施設の意義を再確認するとともに、未来に向けた取り組みが必要と考えます。

公共施設等総合管理計画には、人口推計と財政シミュレーションも考慮し策定することとなっております。今後5年、10年経過したとき、人口の減少に伴う税收や交付税が減少し、厳しい財政運営の中、公共施設を全て更新していくことは容易なことではありません。公と民間が連携したインフラ整備や民間資金を利用してインフラの保守を進めていかなければ、ある日突然、大切な施設が使えなくなってしまうということになり、住民の生活に多大な影響が出るといった事態になりかねません。指定管理者制度を活用し、管理経費を抑えるといったことだけでなく、公共が施設の建設、所有を行い、施設を民間に貸し付け、民間事業者が委託、管理、運営を行い、公共に賃料を支払う事業方式など、さまざまな公民連携を活用し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行っていかなければなりません。

本町で策定した計画では、町の保有する公共施設は248施設あり、そのうちの45.85%と半数近くの建物が築後30年を経過しています。今後、多額のメンテナンス費用や耐震強化のための費用が必要と考えられますが、この先、どのような財政運営を考えていかなければならないのかを伺います。

○議 長（河野博文君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 公共施設等総合管理計画の中身につきまして、ただいま総合戦略室長のほうから説明がありました。

この管理計画を遂行することによりまして、経費の総体を圧縮することになるわけですが、その間にも多くの公共施設が存在し運営をされていくという現実があり、それに伴う経費は当然必要となります。これにつきましては、必要な財源を通常予算の中で確保していくことは改めて申し上げるまでもございませんけれども、先般の決算特別委員会の中でも出ましたけれども、施設の長寿命化に向けて、規模の大きな改修費用、あるいは施設の維持管理経費、いわゆるランニングコストを安定的に捻出するための基金の設置につきまして、これまでの財政運営と同様、限られた財源に対し、効率的な予算執行に努めながら、基金設置の可否と申しますか可能性について、あるいは、基金の規模、財源などについて検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議 長（河野博文君） 4 番小幡幸範君。

○4 番（小幡幸範君） 決算特別委員会においても、監査委員からの審査意見書には、個別施設計画の策定を行うよう報告があったように、今後、本計画に沿った対応を行っていく必要があると考えます。

老朽化比率や運営状況をもとに、住民や議会への合意形成を図り、財政シミュレーションどおりの

結果となるよう注意しつつ、将来の玖珠町が明るい町となるよう官民一体となって取り組んでいくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、第5次総合計画について伺います。

総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本であり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画です。長期展望を持ち、計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれており、本町においても、平成23年から32年までの10年間にわたる計画が策定されています。

本町の計画では、平成28年から後期基本計画が始まり、平成30年には後期計画の折り返しの年となっていますが、各基本計画に対する主要施策の実施状況はどのような状況なのかを伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 総合計画における進捗状況ということですが、議員の言われましたように、玖珠町第5次総合計画は平成23年3月に策定され、玖珠町の目指すべき将来像及び基本理念を定め、その実現のための施策の基本的な方向性を示しており、計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間としております。この総合計画では、8つの基本方針を設け、36の施策、118の主要取り組み施策で構成されております。

平成23年度から平成27年度までの5年間を前期基本計画期間としており、取り組み成果や課題を明らかにするため、内部評価を実施いたしました。

評価方法としまして、達成度、課題、実施事業、後期での方向性を整理した評価を行っております。評価結果（進捗状況）は、主要取り組み施策ごとの評価を数値化して評価しています。前期基本計画全体の評価点は、100点満点中57点でございました。全体計画の約6割の進捗状況となっております。

具体的には、産業の振興や防災対策などの充実にかかわる分野については、総じて高い評価となっており、重要かつ喫緊の課題として取り組みを行った成果が表れておりましたが、基本方針の一つ、効率的・効果的な行財政基盤の構築が一番低い評価となっております。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 計画を策定することというのはとても大切なことなんですけれども、その後の行動がなければ、計画というのは生きてきません。残り3年から4年で10年間の計画が完了することになりますので、計画に沿ったまちづくりを心がけていただき、補助金消化のための事業や不要不急の事業などを行うことのないよう、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、行政評価の結果と、事業計画の改善・改革の実施状況について伺います。

第5次総合計画の3ページ目に、計画の構成と計画期間が書かれています。実施計画の説明には、計画期間は3年間としますが、毎年度、行政評価の結果などを踏まえて、事業計画の改善・改革を含めた見直しを行いますとの記述がありますが、行政評価や事業計画の見直しは実施できているのでしょうか。また、実施できているのであれば、どのような評価と見直しを行ったのかを伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 前期基本計画の評価結果を平成28年度から平成32年度までの5年を期間とした後期基本計画の指針として活用し、総合計画の進捗状況や課題等を十分に踏まえながら、残された計画期間内において各施策を計画的に推進し、総合計画全体の仕上げに向けて取り組みを進めているところでございます。

毎年度の見直しにつきましては、第5次総合計画の基本計画の実現を目指すため、政策事業3カ年計画の策定作業を毎年度実施しております。その政策事業3カ年計画調書の中で、成果目標、事業の達成度、事業の自己評価などを行っております。

今年度の策定作業も、現在、各課からの調書の提出を受け付けており、来月には町長ヒアリングを実施し、平成30年度の当初予算編成の指針を示す事業を決定することとしております。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 先ほど、事業の自己評価を行っているということでしたけれども、自分たちで策定した計画を自分たちで評価しているのは、課題の発見であったり、公平な評価というのはできないと考えるんですが、公平・公正に評価するためにも、何か対策を考えているのか伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 前期基本計画の評価内容につきましては、玖珠町の附属機関である総合行政審議会にて審議をさせていただいたところでございますが、今後も総合行政審議会にて評価、審議をしてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 事業や施策というのは、実施して終わりというわけではなくて、評価と改善を行い、次年度へ引き継いでいくことで事業の前進につながり、成果が生まれてきます。最終的な目標であるKGIや中間指標であるKPIを定め、目標に対しどれほどの効果があったのか評価を行い、計画の改善や改革を実施していくことが計画策定の基本と考えますので、まずは基本どおり、ローリング方式で毎年度見直しを実施していただきたいと考えます。

次に、次回の計画策定に向けての対応状況について伺います。

2011年5月2日に地方自治法の改正があり、第2条第4項が削除されました。そこには、地方自治体の基本構想の策定義務が書かれており、これが策定の義務がなくなったということになります。

しかし、同日付で総務大臣から、引き続き個々の自治体の判断で、地方議会の議決を得て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出されました。この通知に基づき、条例を根拠にして、基本構想を策定する地方自治体がふえているのですが、本町の基本構想については、今後どのように考えているのかを伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 小幡議員の言われるとおり、これまででは地方自治法

によって基本構想の策定が義務づけられておりましたが、平成23年8月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、基本構想の策定は義務ではなくなりました。しかしながら、長期的なまちづくりの指針となる総合計画は必要と思っております。持続可能な玖珠町を目指す行政運営の最上位の計画とすべき第6次総合計画の策定に向けて、今後、協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 法律による策定義務はなくなったわけですが、今後の我が町の方向性を定めるとするのは非常に重要であり、何の方針もなく場当たりに行政を進めていくということでは、この先の厳しい時代には対応できなくなってしまうので、今後も構想を策定していくことは必要であると私自身も考えますが、執行部側も同じ考えということで安心しました。

そこで、前回策定時の経過を確認すると、計画策定までに1年と6カ月を要しています。逆算すると、平成31年から新たな計画の策定に向け準備をしていかなければなりません。前期5年間の課題や反省点の取りまとめであったり、次年度以降に発生し得る問題の整理など、少し早いですが、次の計画策定に向け、対応は実施できているのかを伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 次の計画の策定に向けた対応でございますが、今現在、次期総合計画策定に向けた具体的な動きはしておりませんが、先月実施された大分県土木建築部都市計画班との都市計画市町村ヒアリングの中で、玖珠町都市計画マスタープランの改定を検討していることを相談しましたところ、長期計画、総合計画に合わせて、改定を実施するように指導を受けたところでございます。

また、玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略や、各課で策定している計画との整合性を十分図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 今後も早目、早目の対応を心がけていただきたいと思います。

今後、総合計画だけでなく、各課で策定している個々の計画であったりマスタープランについて、見直しを行っていく際に気をつけていただきたいことが1つあります。目標やKPIを定め、PDCAサイクルを回すといったプロセスをとっていても、全てが成功に向かうわけではないということです。プロセスに沿っていけば成功するのであれば、既にあらゆる自治体、地方で抱えている課題というのは解決しているはずですが、実際は、どの自治体も深刻な課題を抱えたままです。目標は達成することで本当に地域の課題解決になっているのかを考えていかなければなりません。もし、誤った計画策定を行った場合、その負担が最もかかってくるのは現場です。多くの地域政策において、何が町の課題であり、どのような対策をとらなければならないのか、現場担当の自治体職員はよくわかっているはずですが、対症療法的な予算事業を遂行していくと、事業自体におもしろみはなくなり、さらに

は目標達成もできず、投入する予算だけが拡大していくこととなります。

国や県の指導もあると思いますが、行政は身の丈に合った事業をつくり出していくことも必要と考えます。今後の財政状況や人口推計、類似団体の事例、住民の意思など、多くの判断材料をもとに、町全体の課題解決となるよう、次回の計画策定に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす14日から18日までの5日間は休会とし、19日は常任委員会を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、あす14日から18日までの5日間は休会とし、19日は常任委員会を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後2時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月13日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 大野元秀

署名議員 高田修治